

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

- 1 未利用県有施設の有効活用のため、広島県自治総合研修センターを移転させることに伴い、必要な改正を行った。
- 2 耐震性のある施設に広島県西部県税事務所を移転させることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 一 1の改正 令和六年十月七日
- 2 1以外の改正 令和六年十月十五日

★ 広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則（規則第三十八号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部改正に伴い、次に掲げる規則について、引用条項の整理等の必要な改正を行った。

- 1 広島県建築基準法施行細則
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- 3 広島県地方機関の長に対する事務委任規則

二 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に規定する政令で定める日